

平成 26 年度 第 4 回 宇治市子ども・子育て会議 会議録

< 日 時 > 平成 26 年 10 月 29 日 (水) 13:30 ~ 16:00

< 場 所 > うじ安心館 3 階 ホール

< 出席者 > (委員: 17 人出席 / 23 人中)

安藤会長、松井(敏)副会長、青山委員、大西委員、岡本委員、竹田委員、中島委員、松村委員、岡見委員、河上委員、岸委員、塚本委員、藤森委員、伊藤委員、迫委員、松井(明)委員、浅妻委員

(事務局: 16 人)

教育部 中村教育部長、井上教育総務課主幹

佐々木教育総務課企画庶務係主事

健康福祉部 佐藤健康福祉部長、斉藤健康福祉部担当部長、

遠坂健康福祉部次長兼子ども福祉課長、高田保健推進課長、

金久保育課長、宮本保育課主幹、

古川子ども福祉課主幹、山本子ども福祉課主幹、

北尾子ども福祉課主幹、西阪保育課保育所入所係長、

三品子ども福祉課子育て企画係長、

平山子ども福祉課子育て企画係主任

竹本子ども福祉課子育て企画係主任

(傍聴者) 1 人

< 会議内容 >

1 開会

【会 長】定刻になりましたので、会議を開会します。なお、本日の会議は「宇治市子ども・子育て会議の会議の公開に関する要項」に基づいて公開としています。

2 新任委員紹介

- ・委員選出団体の役員改選に伴う、1 名の新任委員の紹介。
- ・事務局より、会議の成立確認報告
- ・事務局より、配布資料の確認

3 議事

(1) 宇治市の取り組み状況について

- ・事務局より、資料 2「宇治市の取り組み状況について」に基づき説明が行われた。

【委員】新制度では、すべての施設・事業の確認の権限が、宇治市にあるということですが、すでに現在、認可を受けている施設や事業について、宇治市の条例に基づいてもう一度確認をし直すということですか。

【事務局】幼稚園、保育所、認定こども園については、京都府が認可をしますが、認可された施設等が宇治市で事業を実施する場合、宇治市が定めた条例の基準に見合っているかどうか、それぞれ確認をすることになります。今後、宇治市で確認をする際には、それぞれの施設・事業ごとに設定される定員についても確認をしていきます。その際には、現在議論していただいている「量の見込み」と「確保方策」をもとに、子ども・子育て会議の委員の皆様のご意見を踏まえ、確認をしていくこととなります。

【委員】認可をされていても、確認されない場合もあるのでしょうか。

【事務局】すでに認可をされている施設や事業は、基本的にすべて確認することになります。ただし、一つの例として、新たな事業者が宇治市で事業を始めたいと来られたときに、既存の施設で十分まかなえていれば、この会議でのご意見を踏まえてにはなりませんが、京都府とも調整を行い、そもそも認可をしないという可能性は考えられます。

【委員】放課後子ども教室を北槇島小学校区で行っているとありますが、具体的にはどのような活動をされていますか。

【事務局】現在、北槇島小学校区では、水曜日の放課後に活動されています。習字教室や、学校の宿題を見てあげるといった内容です。地域のボランティアの方々が、交替で運営しています。

【委員】現在、育成学級や放課後児童クラブはどこも定員までいっぱいだと思いますが、資料2の7ページのような放課後総合プランが国から示され、これに基づき放課後児童対策をやっていくということになると、教育委員会との連携が不可欠です。場所も限られていると思いますし、学校の教室を使うなどするしかないと思いますが、教育委員会と健康福祉部との連携はどのように考えておられますか。

【事務局】現在、健康福祉部は、こども福祉課が学校敷地の中で育成学級の運営を行っています。現在も学校の先生方の協力を得ながら運営させていただいておりますが、放課後子ども総合プランの検討につきましては、より福祉と教育とが連携して進めていく事になると思います。空き教室の活用などについても、国の説明資料の中に記載されていますので、大きな方向性は示されていると受け止めています。

【委員】今、子どもの居場所がないと感じています。教えるということも大事ですが、宇治市には、そのままここに居てもいいという場所が、子どもの年齢が上がっていくにつれ、無くなって

いくと感じています。宇治市の生涯学習審議会でも議論がなされているテーマです。そちらの会議録なども参考にさせていただいて、地域で支える仕組みづくりをお願いしたいと思います。

(2) 「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の素案について

・事務局より、資料2-1「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の素案について、資料2-2「宇治市子ども・子育て支援事業計画」の素案に対する各委員からのご意見等について」に基づき説明が行われた。

【委員】資料2-2に、委員の皆さんからの具体的な意見が載っているわけですが、事務局としては、全体としてどのような特徴や感想をお持ちなのか、教えていただけますか。

【事務局】今回作成させていただいた施策体系の案ですが、これまでの計画を踏襲しながら、国の示す基本方針を加えて作成しました。今後、次回の会議において、具体的施策をお示しする予定ですので、これまでに委員からいただいたご意見に対しましては、「今後具体的施策を記載する中で検討します」という形に留まっております。具体的施策をお示しする際には、各委員からいただいたご意見などがどこに反映されたのか、明確にお示ししていきたいと考えています。

【委員】計画では、「量の見込み」と「確保方策」などの数値目標の達成を目指していくのだと思いますが、この数値目標の達成以外にも実施しなければいけない事業があると思います。こうした事業について、進捗管理や評価の方法などを記載しなくてよいのでしょうか。

【事務局】数値目標に関しては、この数値に達しているかという客観的な指標がありますので、評価はしやすいと考えております。数値目標以外の部分をどうやって評価していくのかというところですが、現在の計画で言いますと、それぞれ順調か、順調でないかという方法で評価してきました。具体的には、以前の平成25年度第2回の会議の時に、現在の計画の評価をお示しましたが、その際に、行政側が評価した内容のために、客観的な視点が足りないのではないかというご意見もいただきました。「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における施策につきましては、子ども・子育て会議の中で評価していくこととなりますが、今後どういう形で評価をしていくのか、ご意見をいただきながら検討していただく予定です。

【事務局】少し例を挙げまして、補足説明させていただきます。今後5か年の数値目標として「量の見込み」と「確保方策」があります。これについては、明確に5か年の数値目標を設定しますので、しっかりと行政の仕事ができていくか、その進行管理を子ども・子育て会議でしていただく予定です。また、新しい計画では「量の見込み」と「確保方策」以外にも、いろいろ取り組むべきことがあります。資料2-1の6ページ、宇治市子ども・子育て支援事業計画施策体系(案)をご覧ください。例えば、こども福祉課の関係ですと、基本目標の「5. 配慮

を要する家庭へのきめ細かな取組の推進」の中に、「(1) 児童虐待への対応の充実」という施策の方向性があります。この例でご説明しますと、児童虐待への対応の充実に向けて、表の右へ進みまして、宇治市の取り組み内容としては、「虐待防止のためのネットワークの強化」と、「虐待防止のための啓発の強化」となっています。「虐待防止のためのネットワークの強化」ですが、現在、こども福祉課が、児童相談所をはじめとして学校や保育所や医療機関など、様々な関係機関に声をかけて取り組み、しっかり目標設定をして、例えば児童虐待防止月間には、昨年度はこのような活動をしましたなどの進捗状況を、子ども・子育て会議に報告して、そこで評価をいただくというような予定で考えています。

【委員】一つ一つの意見を拾って取り組んでいただいている様子を見ますと、本当に大変な作業だと思いますし、意見に対応いただくことはありがたいことではあります。その一方で、国の基準も大切なのですが、宇治市には宇治市の課題や、良いところがあると思います。例として児童虐待のことを挙げていただきましたが、宇治市を含む京都府南部はとても児童虐待の事例が多いと思います。宇治市が取り組むうえで、この部分は大きな課題と受け止めている内容や、宇治市としてポイントとなっている内容があれば教えて欲しいと思います。

【事務局】児童虐待の関係ですが、やはり京都府南部で対応件数が多いということですが、北部と比べ、子育て世帯数が多いなどの地域的な特性もあると思っています。また、今年の児童虐待の相談件数は、180件ほどありましたが、そのうちの9割が、教育機関や保育所など、関係機関の気付きによって通告をいただいているものでした。評価が難しいのですが、担当課としましては、教育委員会をはじめ学校や保育所などの現場の意識が非常に高まってきており、何か起こってからではなく、気になった段階で通告をしていただけている傾向があると思っています。また、宇治市全体の計画である「宇治市総合計画」では、「総合的な子育て支援の充実」を掲げており、子育ての相談に関する施策や経済的な支援などのうちどれか一つに特化するのではなく、宇治市として総合的に子育て支援を充実していこうということを打ち出していますので、幅広い範囲で取り組んでいくことになっていきます。

【委員】行政では、きめ細かい内容まで書いていただいて、がんばっておられると思いますが、すべての子どもが地域の中で育っていけるような環境をつくっていくという国の方向性に沿って、宇治市の特性を打ち出し、それぞれの分野の皆さんに取り組んでいただくようにしていきたいと思いません。

【事務局】資料2の6ページですが、表の網掛け部分の から について、国が新しい事業を示しています。こうした事業についても、量の見込みと確保方策とあわせて、皆さんのご意見をいただきながら、しっかり取り組んで行く予定です。

【委員】計画書の冊子をつくることのみを目標にして、今のところ進んでいるということでしょうか。

【事務局】今年度末には、5か年の計画を冊子として完成させたいと考えていますが、それはあくまで

今後5年間の大きな計画になります。量の見込みに対する確保方策については、平成27年4月を目標に取り組むものも必要ですので、それに向けての準備作業は別途進めているところです。

【委員】それを混同しないように議論しなければと思います。よろしくお願いします。

(約10分休憩)

(3)「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について

・事務局より、資料3「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育等の「量の見込み」と「確保方策」について」に基づき説明が行われた。

【委員】資料3の9ページにある、乳児家庭全戸訪問事業の件ですが、事業委託は具体的にどのようにされているのかということと、職員である保健師が訪問する割合はどの程度なのか教えてください。また、「確保方策の方向性」の中で、下線が引いてある「より効果的な支援を行うことができるよう、事業のあり方等について検討」という部分について、具体的な内容について教えてください。

【事務局】事業委託については、NPOに委託しています。委託するにあたっては、事前に募集を行って選考を行うのですが、年度の初めに募集を行ってから選考までに日数がかかるために、その期間を出来るだけ短くして、訪問できる期間を長くするようにしてはどうかというご意見をいただいておりますので、より効果的な支援を行うということで取り組んでいきたいと思っています。訪問の割合ですが、委託先による訪問件数が約800件、保健師による訪問が約600件となっています。

【委員】市の保健師は何人くらいおられますか。あと、委託先が決まるまでの期間を短くするのが課題ということですが、具体的にどのようにするか考えていますか。

【事務局】市の保健師は15人程度で、地区を分担して訪問しています。事業委託の募集から決定までの準備期間がありますが、この期間をどう解消していくのか、そのあたりについてはこれから検討していきたいと思っています。

【委員】資料3の3ページに、「地域子ども・子育て支援事業」が16項目ありますが、この中の子どもを守る地域ネットワーク機能の強化について、障害のある子どもを持つ家庭を対象に含めるなど、従来からのものではなく独自性を出したものがないかと思います。あと、にある「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とありますが、特定教育・保育施設等の設置または運営の促進など、市の考え方だけでもお示しいただけたらと思います。

【事務局】資料3の3ページにある、地域子ども・子育て支援事業の一覧の中で、今回新たにお示ししている、表の網掛け部分の3つの事業につきまして、少し補足も含めてご説明します。の「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、国の資料では要保護児童等の支援に資する事業とされています。要保護児童とは、児童虐待を受けている子どもを意味しますので、児童虐待を防止するための事業とご理解いただければと考えております。次に、の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」は、所得の低い方の負担軽減を図る目的のもので、類似するものとして、現在小中学生を対象に実施している就学援助事業があります。この事業の“就学前児童版”とご理解いただけたらと思います。最後に、の「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」ですが、保育所や幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業をはじめとする地域型保育事業などに、様々な民間の事業者が参入されることに関して、こういったあり方が良いのか調査研究する事業などが想定されます。いずれも、この子ども・子育て会議でご意見をいただく予定としています。

【委員】今後、子ども全体の数が減っていくわけですから、民間を中心にやっていくのか、“公”でやっていくのかよくわかりませんが、どちらを中心にしていくかを含めて、きちんとした議論をしてもらい、十分に配慮しながら提案していただきたいと思います。あと、放課後児童クラブの充実もそうですが、女性が優先される社会や女性の働き方が、今後の日本の経済における重要なポイントになってくると思いますので、そういったことを前面に出すことも必要ではないかと思います。子どもを幸せにするためにも、親が幸せにならないといけないわけですし、社会も幸せにならないといけないと思います。子どもたちに未来があるような内容にしてもらいたいと思います。

【委員】先ほどの乳児家庭全戸訪問事業ですが、事業委託されたNPOが年間800件訪問されるとのことでした。これも民間事業者の参入の件と一緒にしたいと思います。市の15人の保健師で1,600件の新生児のお宅を訪問しようとする、年に100件余りの訪問をしないといけなくなります。現実的には、他の仕事もある中で、市の保健師が100件も訪問するのは大変だと思いますし、民間に委託する事になってくると思います。ただ、初めてお子さんをお持ちになったお宅を訪問して話を聞くことは、かなり責任のある仕事だと思います。民間の事業者の募集については、選考基準などあると思いますが、そのあたりはどのようにしておられますか。

【事務局】乳児家庭全戸訪問事業は、一部をNPOに事業委託していますが、もともと子育て支援の活動をされているNPOに、民間事業者との協働という視点をもちながら、事業を委託して実施しています。選考に際しては、選考委員会を設置して、その事業者がどのような子育て支援活動を今までやってこられたかを中心に選考しています。訪問、研修の体制やコーディネートの有無、発見したときにこういった体制で市と連携を取っていくのか、こういった点を見るかを細かく審査しまして、選考しています。

【委員】乳児家庭全戸訪問事業の件で、ここでお伝えしておきたいのですが、訪問された時に違う事

業に繋いでいただきたいなと思うことがあります。情報提供はされていると思いますが、なかなか出ていけない人がいるので、寄り添い一緒に連れて行ってあげるような取り組みも必要ではないかと思っています。新制度で新しく取り組む事業のひとつに、資料3の8ページの利用者支援事業がありますが、前回会議での意見が今回反映されました。いろいろな施設やサービスの利用にあたって、どうしていいかわからない方のサポートをするのが利用者支援事業であるならば、制度が変わる当初の平成27年度、平成28年度にこそ、本当はたくさんあった方が良いのではないのでしょうか。実施箇所数を増やしていくスピードを、もう少し早めた方が良いのではないかと思います。

【事務局】乳児家庭全戸訪問事業での、他の事業への繋ぎ方の取り組みですが、委託先のNPOに子育て情報誌を持って行っていただいたり、その後の民生児童委員の訪問時にも事業のチラシを持って行っていただいたり、そういった取り組みを進めています。また、京都府では、妊娠期からの切れ目のない支援ということで、子育て支援員のような専門員の養成を考えておられます。京都府と連携して、今後も研究していきたいと思っています。

【事務局】利用者支援事業ですが、宇治市としては平成27年度から取り組んでいくことを方向性として持ちますということで、“1”という表現をしています。平成29年度は“5”としていますが、いろいろなサービスについての情報提供や相談業務をすることで、子育て世帯の保護者にサービスを利用いただきやすいように取り組んでいくことを意識していますので、数字はあくまで暫定的な表現ということでご理解いただけたらと思います。利用者支援事業の内容について、どのようなものがよいのか、今後も新たな国の動きなどがあれば、この会議でご報告して、ご意見をいただいきたいと思っています。

(4)「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育等の「提供区域」について

・事務局より、資料4「宇治市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育等の「提供区域」について」に基づき説明が行われた。

【委員】資料4に添付してある地図にある線は、小学校区ですか。

【事務局】小学校区と中学校区の組み合わせによる境界線になります。同じ小学校区であっても、違う中学校に通う場合がありますので、その組み合わせごとに線を引いています。それぞれの枠の中に小学校と中学校の組み合わせを赤い文字で示しています。

【委員】もし、新制度でこういった線引きをしてしまうと、囲い込みなどに繋がるのではないかと思いますし、囲い込みはできないと思います。また、現在、幼稚園では、宇治市外に住んでいる子どもも通っていると思いますが、その数はどこに算入されているのですか。

【事務局】資料4の1ページ下部の下線部分にありますように、小学校区や中学校区はこの地図のよう

なっていますが、市として量の見込みと確保方策を考える際には、宇治市を1つの区域として考えたいと思っています。現在のところ、小学校区、中学校区などに提供区域を細分化していくことは、考えておりません。また、幼稚園の例を挙げていただきましたが、現在市内に施設の無いショートステイなど、他にも市町村域を越えて利用される施設や事業があります。これについては、それぞれの市町村が量の見込みを京都府に提出した段階で、京都府において府内の広域的な調整がされると聞いています。

【委員】子どもが少なくなってくると、よりよい環境で子どもを育てられたらと、競争も激しくなってきました。良い施設や良いサービスをつくっていくと、他の地域からも人は来てくれるかもしれない。これが宇治市として嬉しい話なのかどうか難しいと思いますが、量の見込みなどに市外の子どもの数を含まなくて良いのですか。

【事務局】今回の量の見込みと確保方策は、市町村ごとの人口推計をもとにつくっていくことが基本になっており、そのルールに基づいて、すべての市町村で策定されます。基本的には、その市町村にお住まいの方の数になります。その数を基本としながら、実際に利用される方の数を見込んでいくことになると思います。

【委員】資料3の6ページ、幼稚園の預かり保育ですが、この量の見込みには、宇治市以外の子どもの数も入っていますか。

【事務局】市内にお住まいの方の1号認定に係る数字になっています。幼稚園を利用される方が分母になっています。

【委員】どのような調べ方をされたのですか。

【事務局】前回の会議で、修正が必要ではないかというご意見もいただきましたので、昨年のニーズ調査をもとに算出しました。

【委員】市外の子どもが利用していることは明らかなのに、市内の子どもの数だけで決めないといけないのでしょうか。

【事務局】今後、必要に応じて、市外の子どもの利用数も含め、議論をしていただくこともあると思います。ただ、今回の量の見込みと確保方策を算出するにあたっては、宇治市全域で見込んでつくり、確認していただくことでご理解をお願いしたいと思います。

【委員】保護者に誤解を与えないように、今後も気をつけていただきたいと思います。

4. その他

【会 長】本日の施策体系などをご覧になって、ご意見をいただける場合は、資料2-1の最後のページに、計画の素案に対する意見記入用紙を添付していますので、11月6日までに事務局までお届けいただくようお願いいたします。

【事務局】次回以降の会議予定ですが、委員の皆様のご都合等を踏まえると、11月18日（火）の午後と12月3日（水）の午前が候補日となっています。日程が確定しましたら、改めて皆様にお知らせさせていただきます。

5 . 閉会